

宇都宮オープンイノベーションプログラム業務 仕様書

第1章 総則

1 業務の名称

宇都宮オープンイノベーションプログラム業務

2 業務の実施場所

宇都宮イノベーションコンソーシアム指定の場所

3 業務の目的

本業務は、宇都宮イノベーションコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が、市内の中核的な企業によるオープンイノベーションの実施及び市内企業の新規事業創出等の取組を促進することで、宇都宮市内での新たな事業の発掘・成長を加速させるとともに、これらの取組を通じて、コンソーシアムの構成団体¹をはじめとした経済界や大学、支援機関等と連携し支援することで、自立的・内発的にイノベーションを生み出すための基盤構築を図ることを目的とするもの

4 業務の背景・趣旨

- ・ DX・GXの進展をはじめ、社会経済環境の変革により、ビジネスモデル・産業構造の変化が求められる中、これらに対応するためには、様々な主体によるイノベーション創出により、生産性向上やグローバルな視点で競争力を高めることが不可欠である。
- ・ このような中、コンソーシアムにおいては、宇都宮市の経済の持続的な発展に向け、新たな産業や雇用を生み出すための市内企業等によるイノベーション創出を促進するため、産学官金が一体となり創業支援から市内企業の成長支援まで切れ目なく取り組むとともに、自立的・内発的にイノベーションを生み出すための基盤構築を図っているところ。
- ・ 本業務においては、市内企業の企業収益性・存続力の向上を図り、宇都宮市の「稼ぐ力」を高めていくため、市内企業の新規事業に対する意識の醸成や市内の中核的な企業とスタートアップ企業との融合によるオープンイノベーションのモデル事例の創出に向けた事業を実施する。

5 業務の期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和8年3月13日（金）までとする。

第2章 共通仕様

1 適用の範囲

- ・ 本仕様書は、本業務に適用されるものとする。
- ・ なお、本仕様書に明記がない事項であっても、本業務遂行上必要と思われる事項については、コンソーシアムと受託者の協議により決定するものとする。

¹ 別紙参照

2 業務内容

本業務の内容は、第3章特記仕様によるものとする。

3 業務担当者及び業務管理

- (1) 受託者は、業務監督者及び業務担当者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 業務担当者は、業務の全般に渡り、管理を行うものとする。
- (3) 受託者は、常にコンソーシアムとの連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。
- (4) 受託者は、天災その他受託者の責めによらない事由により業務の履行が困難と考えられる場合は、コンソーシアムと協議の上、対応するものとする。

4 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めない事項については、コンソーシアムと受託者の協議により決定するものとする。

5 関係法令等

受託者は、本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守するとともに、関連計画等（国、県、市等）との整合、調整に十分留意するものとする。

6 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知りえた事項について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理又は情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、コンソーシアムの承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

7 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括し、又はコンソーシアムが仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、コンソーシアムの承諾を得なければならない。ただし、コンソーシアムが仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- (3) コンソーシアムは、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

8 地域経済貢献

- ・ コンソーシアムが指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委任し、請け負わせようとするときは、地域経済の振興や宇都宮市内業者育成の観点から、宇都宮市内に本店を有する業者（以下「市内業者」という。）から選定するよう努めるものとする。
- ・ 市内業者に発注するときは、業務の内容及び見積金額における市内業者への発注金額の割合等を企画提案内容に盛り込むものとする。各業務において、市内居住者を雇用する場合、人数及び賃金等を企画提案内容に記入すること。

9 資料の貸与

- ・ 本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うものとするが、コンソーシアムから貸与を受けた資料については、そのリストをコンソーシアムに提出し、業務完了とともに返却すること。
- ・ なお、コンソーシアムから返却の要求があった場合は、速やかに返却すること。

10 関係機関との協議

本業務の遂行上必要な関係機関との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なくコンソーシアムに報告するものとする。

11 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たっては、契約書に定めるもののほか、下記の書類を提出し、コンソーシアムの承認を受けるものとする。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、コンソーシアムの承認を受けるものとする。

(1) 業務着手時

①業務着手届 ②業務工程表 ③課税事業者届出書 ④業務主任担当者等届

(2) 業務完了時

①業務完了届

(3) その他業務遂行上必要とされる書類

12 打合せ

打合せは、業務着手時、業務完了時及び随時必要に応じて行うものとする。

13 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本仕様書に指定された成果品を提出し、コンソーシアムの検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の承認をもって業務の完了とする。なお、成果品に不備又は不合格な点等が発見された場合は、受託者は速やかにこれを修正しなければならない。

14 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。なお、成果品は全て市に帰属する。

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 実施報告書 | 3 部 |
| (2) その他関係書類 | 一式 |
| (3) 上記成果品に係る電子媒体（CD-ROM 等） | 1 部 |

15 その他

- (1) 業務の遂行にあたり使用する関係資料及びデータ等については、可能な限り最新のものを使用するとともに、出典・年月等を明記すること。
- (2) 各種資料や成果品の作成に当たっては、Microsoft 社の Word, Excel 又はこれらと互換性のあるものを使用すること。

第3章 特記仕様

本業務の内容は以下のとおりとする。本業務の遂行に当たり、記載の内容より効果的な手法等があれば、適宜、コンソーシアムへ提案すること。

なお、本業務の実施に当たり、個人情報、企業情報等の管理については、適切な情報セキュリティ・ポリシーや情報管理体制等の必要な措置を講じること。

<オープンイノベーションプログラム>【重点業務】

1 プログラムの目的

市内企業の企業収益性・存続力の向上を図り、宇都宮市の「稼ぐ力」を高めていくため、市内の中核企業等（以下「ホスト企業」という。）とスタートアップ企業等（以下「パートナー企業」という。）との協業によるオープンイノベーションを行うもの

2 業務内容

(1) プログラムに参加するホスト企業の募集・選定

- ・ パートナー企業との協業により革新的な事業開発や課題解決に挑戦したいホスト企業の効果的な募集を行うこと。
- ・ 上述を踏まえ、本プログラムへ参加意向のある企業の応募受付を行うとともに、プログラムに参加するホスト企業（2社以上）を選定すること。
- ・ 募集にあたり、必要に応じて説明会を開催すること。

(2) ホスト企業の課題のブラッシュアップ・協業テーマの設定【重点項目】

- ・ 選定したホスト企業の課題や自社リソースの明確化を行い、ホスト企業と綿密なコミュニケーションを図った上、パートナー企業を誘引できる協業テーマを設定すること。

(3) パートナー企業の募集・選考【重点項目】

- ・ 選定したホスト企業の課題解決・新規事業創出に向けたパートナー企業を広く市内外から募集し、個別ヒアリング等によりパートナー企業の選考をすること。
- ・ また、ホスト企業がオープンイノベーションの理解を促進するための、スタートアップ企業等との事前マッチング機会を提供すること。

(4) 伴走支援をはじめとしたオープンイノベーション実施に係る企画・運営【重点項目】

- ・ 各ホスト企業とパートナー企業による協業プロジェクトの事業化に向けた伴走支援を実施すること。実施にあたっては、課題解決及び新規事業創出に向けた両者の取り組みについて、専門的視点から必要な支援を行い、プログラム期間中の成果報告会などにおいて成果が発信できるよう進捗を管理すること。また、伴走支援にあたっては、業務完了後においても、各ホスト企業・パートナー企業が協業プロジェクトに主体的に取り組める状態を目指し、適宜はたらきかけを行うこと。

- ・ 本取組が幅広く周知されるよう、成果報告会を2月頃に開催すること。実施にあたっては、コンソーシアムで実施する「宇都宮アクセラレータープログラム」をはじめとする他事業との共同開催を検討すること。また、成果報告会のほか、市内企業全体に対するオープンイノベーションの波及や意識醸成に向け、本取組が広く発信できる取組を行うこと（プログラム期間中に実施できるもの、または翌年度以降にコンソーシアムが主体となって実施できる仕組みの助言など）。これらに伴う会場費については、委託費の中に含むものとする。
- ・ ホスト企業の募集から成果報告会まで、ホームページやSNS広告等の広報媒体等を活用し、本事業の取組の効果的な周知を行うこと。また、周知に活用する広報物（ロゴ、説明会資料等）を制作すること。

(5) 令和6年度のオープンイノベーションプログラムで組成された協業プロジェクトへの支援

- ・ 令和6年度にコンソーシアムが実施した「オープンイノベーションプログラム」において組成された協業プロジェクトについて、当該プロジェクトに参画する事業者に対し、事業化に向けた伴走支援を行うこと（ホスト企業：計2者、協業プロジェクト数：計5プロジェクト）。支援頻度はホスト企業1社あたり月1回以上アドバイス等を行うこと。なお、プロジェクト内容の詳細等については、下記ホームページに示すほか、本業務の受託者決定後、コンソーシアムから受託者に対して情報提供するものとする。

【「宇都宮オープンイノベーション2024」のホームページ】

<https://utsunomiyaopeninnovation.com/>

(6) 本コンソーシアムへの報告

(1) ～ (5) の各業務期間において、コンソーシアムの求めに応じて報告資料の作成・提出や報告会の開催等、適時報告を行うこと。

3 その他

仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に関して必要な事項については、コンソーシアムと協議の上、決定するものとする。

＜新規事業創造プログラム＞

1 プログラムの目的

市内中小・中堅企業の新規事業創出に対する意欲醸成やオープンイノベーションの波及，企業内の人材育成を図るため，知識等の習得とアイデアの具体化等に向けた実践的な講座等のプログラムを企画・運営するもの

2 業務内容

- ・ 新規事業を立ち上げる上で必要な知識・ノウハウやオープンイノベーションの手法等を習得するプログラムを企画・運営すること。
- ・ 参加者は市内中小・中堅企業5社（チーム）以上を目標とし，SNS広告の活用やチラシ等の作成など創意工夫の上，募集・周知を行うこと。
- ・ コンソーシアムと協議の上，適切な会場を確保し，プログラムの運営を行うこと。会場費については，委託費の中に含むものとする。

3 その他

仕様書に定めるもののほか，本業務の実施に関して必要な事項については，コンソーシアムと協議の上，決定するものとする。

宇都宮イノベーションコンソーシアム構成団体等（令和7年3月21日現在）

No.	団体名・氏名
1	特定非営利法人とちぎユースサポーターズネットワーク
2	株式会社ファンテクノロジー
3	国立大学法人宇都宮大学 イノベーション支援センター
4	学校法人船田教育会
5	作新学院大学女子短期大学部
6	帝京大学 理工学部機械・精密システム工学科
7	文星芸術大学
8	宇都宮共和大学都市経済研究センター
9	宇都宮短期大学食物栄養学科
10	株式会社足利銀行
11	株式会社栃木銀行
12	栃木信用金庫
13	ブライトウイル・アドバイザー株式会社
14	株式会社アール・ティー・シー
15	一般社団法人とちぎITCいちご
16	公益財団法人栃木県産業振興センター
17	独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）栃木貿易情報センター
18	宇都宮青年会議所
19	一般社団法人とちぎニュービジネス協議会
20	宇都宮商工会議所
21	栃木県産業労働観光部産業政策課次世代産業創造室
22	栃木県産業労働観光部経営支援課
23	宇都宮市経済部